

第 7 3 回

東京都卸売市場審議会議事録

平成 2 8 年 9 月 1 3 日 (火)

東京都中央卸売市場

目 次

1	開 会	1
2	中央卸売市場長あいさつ	1
3	審議事項	3
	東京都卸売市場整備基本方針の答申について	
4	閉 会	21

日時 平成28年9月13日(火) 午前10時00分

場所 東京都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室A

出席者

会 長	福 永 正 通	東京都国民健康保険団体連合会理事長
会 長 代 理	木 立 真 直	中央大学商学部教授
委 員	伊 藤 こういち	東京都議会議員
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	大 北 恭 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟副会長
〃	大 西 さとる	東京都議会議員
〃	か ち 佳代子	東京都議会議員
〃	川 田 一 光	東京中央市場青果卸売会社協会会長
〃	黒 石 匡 昭	新日本有限責任監査法人パートナー公認会計士
〃	鈴 木 章 浩	東京都議会議員
〃	堀 宏 道	東京都議会議員
〃	矢 野 裕 児	流通経済大学流通情報学部教授
幹 事	岸 本 良 一	東京都中央卸売市場長
〃	野 口 一 紀	東京都中央卸売市場管理部長
〃	金 子 光 博	東京都中央卸売市場市場政策担当部長
〃	長 嶺 浩 子	東京都中央卸売市場財政調整担当部長
〃	白 川 敦	東京都中央卸売市場事業部長
〃	長 田 稔	東京都中央卸売市場移転支援担当部長
〃	飯 田 一 哉	東京都中央卸売市場新市場整備部長
〃	櫻 庭 裕 志	東京都中央卸売市場新市場事業推進担当部長
〃	赤 木 宏 行	東京都中央卸売市場移転調整担当部長
〃	若 林 茂 樹	東京都中央卸売市場基盤整備担当部長
〃	佐 藤 千 佳	東京都中央卸売市場施設整備担当部長
〃	三 木 暁 朗	生活文化局消費生活部長

1 開 会

○笹森書記 それでは、大変長らくお待たせいたしました。定刻若干前でございますけれども、皆様方おそろいのようにございますので、東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、当審議会の書記を仰せつかっております市場政策課長の笹森でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会議に先立ちまして定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第7条により、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。審議会委員の定数15名中、ただいま12名の方々のご出席をいただいております。したがって、定足数を満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、本日は、横山委員、近藤委員、阿部委員が所用のため欠席されております。

次に、開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の審議会の資料は、既にお手元に配布してございます。一番上が配布資料の一覧となっております。続いて順に、審議会次第、委員名簿、幹事・書記名簿、座席表、審議会条例、資料1、資料2でございます。お手元にない場合はお申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

以上、資料の確認でございました。

なお、前回の審議会以降の人事異動に伴いまして幹事・書記の変更がございますが、お手元の幹事・書記名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。

それでは、この後は福永会長のほうに議事進行をお願いいたします。福永会長、どうぞよろしく願いいたします。

○福永会長 それでは、ただいまから第73回東京都卸売市場審議会を開会いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。会議の進行につきましては、どうぞご協力をお願い申し上げます。

それでは、お手元配布の審議会次第に従いまして会議を進めたいと思います。

2 中央卸売市場長あいさつ

○福永会長 初めに、岸本中央卸売市場長からお話がございます。どうぞよろしく願いいたします。

○岸本幹事 東京都中央卸売市場長の岸本でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、本年度から平成32年度の5カ年を計画期間といたします第10次東京都卸売市場整備計画の整備基本方針につきまして、計画部会から最終のご報告をいただき大変重要な会でございますが、本審議会の開会に当たりまして、一言申し上げさせていただきます。

本日ご出席の委員の皆様をはじめ、都民・消費者の皆様、また市場関係者の皆様におかれましては、昨今の豊洲市場の問題をめぐりまして、大変ご心配をおかけしております。

この場をお借りして、私から豊洲市場につきまして、状況をご説明させていただきます。

先月31日、知事は、都民ファーストの視点から、安全性への懸念、費用の増大、情報公開の不足の3つの疑問が解消されていないことを総合的に勘案し、築地市場の豊洲への移転を延期するという判断をされました。

今後、市場問題プロジェクトチームを設置し、土壌汚染の安全性や豊洲市場の施設等について検証を行った上で、できるだけ速やかに移転について判断していくとしております。

この知事の判断を受けまして、今月9日に開催いたしました新市場建設協議会におきまして、築地市場の関係者の皆様方に対し、移転延期についてご説明申し上げたところでございます。

また、豊洲市場用地の土壌汚染対策におきまして、建物下の盛り土がなされておらず、これまでの都の説明が事実と異なっておりました。昨日、知事から、早急に専門家会議を再開し、安全性について改めて評価を受けること、過去の経緯を確認すること、そして情報公開を正確に行うことなどの指示を受け、現在、準備を進めているところでございます。

都といたしましては、食の安全・安心を確保することを第一に考え、厳しい道のりとは存じますが、都民・消費者の皆様、市場関係業者の皆様の信頼を回復することができ

ますよう、精いっぱい努めてまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、審議会開催に当たりましての発言とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして審議に入りたいと存じますが、撮影につきましては、ここで一旦終了とさせていただきます。

3 審議事項

東京都卸売市場整備基本方針の答申について

○福永会長 それでは、お手元配布の次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

本日は、最初に東京都卸売市場整備基本方針案につきまして、計画部会より最終報告をいただく運びとなっております。

今回ご報告をいただく整備基本方針案につきましては、本年6月の第72回審議会におきまして、計画部会より中間報告をいただき、その方向性について委員の皆様方のご了承をいただいたところでございます。

その後、審議会の際に委員の皆様方から頂戴したご意見も踏まえまして、引き続き計画部会でご検討をいただいております。木立部会長をはじめ、部会の委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、昨年5月より全20回にわたりまして大変精力的にご審議をいただきました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、まず計画部会より、整備基本方針案の最終報告をいただきまして、それに引き続きまして、事務局から補足の説明をお願いいたします。

説明が一通り終わりました後に、委員の皆様方からご意見をいただきたいと存じます。

まず、木立部会長からご報告をお願いいたします。

○木立部会長 木立でございます。これからご説明のほうをさせていただきたいと存じます。

6月24日開催の第72回審議会におきまして、私どものほうから中間報告をさせていただき、基本的な方向性についてはご了承をいただきました。あわせて追加的な論点

について、貴重なご意見を委員の皆様からいただいたところです。

それを踏まえまして、その後、計画部会を2回ほど開催させていただき、今回の最終報告を取りまとめさせていただくことになりました。

本日の最終報告のご説明の内容は、前回審議会でご説明した内容との重複がかなりございます。また時間の制限もございますことから、重複する部分の細かいご説明は私どものほうからは控えさせていただき、ポイントのほうをご説明申し上げたいと思います。

まず、最終報告において、いわゆるスローガンについて、前回、案としてお示しいたしましたが、今回確定ということで、「新たな変革へ踏み出す卸売市場」というスローガンを採用させていただくことになりました。この「変革」という意味につきましては、案の「はじめに」において述べられておりますが、従来のやり方にとらわれない発想をもってイノベーションに取り組むということをその課題としてうたっているということになります。いわば、従来型のあり方、システムと連続的ではなく、新しい要素を取り込んで市場の活性化を目指していくということにほかなりません。そして、当然こういったイノベーションが求められるのは、卸売市場を取り巻く社会経済環境、食の変化等、いろいろな新しい日本の社会をめぐる環境変化があるわけです。

そういったことの中で、前回の審議会でご指摘いただいた点としましては、例えば食品ロスをどのように削減するかということの重要性についてのご指摘がございました。この点については、食をめぐる動向として、この方針案の中にも取り込ませていただいております。

そのほかにも、例えば子どもの食の貧困問題について、フードバンクというような考え方もございますが、生鮮食品といういわゆる商品劣化の速度の速いものについては十分な検討が必要であるということで、この答申案には盛り込んでおりません。

また、いわゆる優越的地位の乱用についてのご指摘もございましたが、これ自体、市場機能の高度化を図る上で、特に個別経営の費用対効果の論点として重要な点ではございますが、取引関係をめぐって、いわゆる対立的なコンフリクトと同時に企業者間の連携というような新しい展開もありますので、その点の精査が必要であるということで、この中では特に踏み込んで触れてはございません。

それら残された課題はいくつかございますけれども、今回の最終報告案では、日本の卸売市場のこれからのあり方への示唆を含みつつ、東京という日本の首都における卸売市場のあり方について踏み込んだ内容の取りまとめがなされたのではないかというふ

うに考えております。

1つは、卸売市場の公共的役割、とりわけ拡張する公共的役割をどのように捉えるのかという整理を行ったということ。これが第1点。

2つ目に、この点を踏まえながら、安定供給あるいは安全・安心の確保といった、従来から卸売市場が基本的に十分に果たすべき、いわば基本的役割、それを前提としまして、食文化の発信あるいは地域貢献、この中には都民とのコミュニケーションというような、市場まつりということも含まれるかもしれませんが、そういった多面的機能の強化、こういった2つの機能に整理をしたということです。

第3点として、こういった2つの市場の機能ないし役割の区分を前提に、卸売市場のあり方というものを画一的に考えるのではなく、それぞれの地域の条件、市場が直面する環境条件等に応じて、社会インフラ、より言えば地域生活インフラとして、特色のある市場の機能強化を図るべきであろうということを提言しております。

以上のような方向で、今回の最終報告案を取りまとめさせていただいております。

以上が私からのご説明となります。

続きまして、横山委員が本日所用によりご欠席ですが、メモをいただいておりますので、それを私のほうから代読をさせていただきます。

答申に当たり、改めて卸売市場の役割や機能について言及したいと存じます。

卸売市場の公共的役割を考えた場合、効率性を追求し、同時に公正性を確保することが欠かせません。

効率性という観点から、市場の集荷及び分荷の機能を高めることも大きな課題になっています。単なる量の動きというだけではなく、質や多様性も必要となる部分です。また、生産性の向上や競争力の強化という問題も残されています。これらの課題に取り組むことで、全国の建値市場としての機能、いわゆる価格形成機能の公正性もより高まるものと考えます。

特に効率性という点では、市場の参加者のみならず、市場そのもののイノベーションが必要となります。今回の答申では、経営戦略の部分が強調されていますが、個々の市場の特性を踏まえて、市場関係者や市場参加者が課題や問題を共有し、市場のあるべき姿を考える中で、最終的には市場の活性化が実現すると考えられます。

また、総体として都民の食生活の安定に寄与するという従来からの基本的機能を継承し、都民一人一人の多様な食生活に応えるという現代の時代の要請を取り入れています。

すなわち総体としての量の部分に加えて、質や多様性を考慮しています。さらに、施設整備などでは生産者と消費者の接点としての市場機能の強化に配慮したものとなっています。

東京都の卸売市場は全国の市場を牽引していると言っても過言ではありません。本答申に基づく取組により市場の公共的役割がますます増大し、全国の範たる市場としての立場がより強くなると思われれます。さらに付言すれば、世界に開かれた市場への発展も期待されるところです。

以上、横山委員からのコメントについて私のほうで代読をさせていただきました。

以下、お二人の委員のほうから続けてご説明のほうをよろしく願います。

○矢野委員 計画部会委員の矢野でございます。私のほうから、物流、ロジスティクス、災害対策という視点からお話をさせていただきます。

卸売市場は、都民にとって欠かせない多種多様な生鮮品を大量に集荷、そして分荷するという面から重要な機能を果たしてきた一方で、物流の効率化、さらに情報化への取組が遅れているという問題を抱えております。このままでは日本の生鮮流通全体の弱体化あるいは卸売市場機能の弱体化につながりかねないという危惧を持っております。

サプライチェーンの中間結節点としての卸機能を発揮していくためには、卸売市場の生産性を高めていくことが必要であり、卸売市場の基幹機能である物流機能と情報機能、これを高度化していくということが欠かせません。そして、このことは、生産地、そして卸売市場、小売、消費者というサプライチェーン全体の質的向上へつながると考えております。

今後、各市場が戦略的な機能強化を求められるということになりますが、その中で物流の効率化、物流サービス水準の向上、そして取引の電子化といったことを重要な柱として検討していくことが求められます。さらに小売ニーズに対応し、消費者へ販売する最終の商品形態にするための流通加工機能等を組み込んでいくということも重要だと思えます。

一方、卸売市場の災害時対応が喫緊の課題となっております。熊本地震でも物資が一部うまく届かない、生鮮食料品流通の拠点としての機能を継続的に維持することが困難という事態が生じました。今後発生が予想されている大規模地震を考えた場合、物資供給をいかに確保するかがとても重要になっております。そのためにも、卸売市場全体のBCP、事業継続計画の策定及び危機管理体制の整備が欠かせないと考えます。

最後に、将来にわたって卸売市場が機能強化し、東京都の、そして日本の生鮮品流通を支えていくことを期待しております。

以上です。

○黒石委員 計画部会委員、黒石からも一言付言させていただきます。

木立部会長以下、先生方が今まとめていただいたとおりなのですが、しつこいようですが、再確認のためポイントだけ、また申し上げたいと思います。3点です。

1点目は、サブタイトルにも改めて掲げさせていただいたように、新たな変革、イノベーションを目指して、全国の卸売市場のリーダーとして、業界のリーダーとして動き出すのだということを明示化した点、これが1点目であります。

2点目は、その変革のためには生産性の向上と機能面での強化、この2つが重大なキーワードになってくる、これが2点目であります。そういった生産性の向上、機能面の強化を図るためには、やはり従来型ではない発想、取組、意識改革が必要である。この「意識改革」という言葉は中間報告の時点でも再三出たと思いますが、この意識改革のためには、いろいろな今までにはないレベルでの取り込み、ヨソモノ、市場関係者以外の意見も含めてもいいのではないかと、そういう点も組み込んでいます。

卸売市場以外の他業界でもいろいろな変革が始まっております。そういったものも参考にして、やはり我々、食・物流のインフラ、経済活動、生活の基盤となるこのインフラをより高度化して、将来に向かってサステナブルなものにしていくためには、このまま右肩下がりでじり貧になるのではなく、やはり新たな一步を踏み出そうということをお答申として盛り込んだことを最後に付言させていただきます。

以上です。

○福永会長 ありがとうございます。

引き続きまして、事務局から補足説明をお願いいたします。

○金子幹事 それでは、私のほうから説明のほうをさせていただきたいと思います。

お手元の資料1「東京都卸売市場整備基本方針案の概要」及び資料2「東京都卸売市場整備基本方針案」、この2つに基づきまして、ご説明のほうを進めさせていただきたいと思います。

前回の審議会では、基本方針案の中間報告をさせていただきましたが、その際、頂戴いたしましたご意見等を踏まえまして、計画部会でさらに検討を重ね、このたび東京都卸売市場整備基本方針案の最終報告として取りまとめたものでございます。

最初に、資料1の概要と資料2の本編の目次を用いまして、基本方針案の全体構成をご説明したいと思います。

概要版とあわせまして、資料2の本編の表紙をおめくりいただきまして、目次のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、本編の「はじめに」として、今回の基本方針案の総論を記載してございます。

続きまして、概要1ページ目の左上に「卸売市場を取り巻く環境の変化」についてお示ししてございます。この具体的な内容につきましては、本編のほうの第1のところに記載をしているところでございます。

次に、概要版1ページ目、右上に「卸売市場をめぐる動向」を簡単にお示ししております。この具体的な内容につきましては、本編のほうの第2、それから第3に記載しているところでございます。

続きまして、本編の第4では、国の卸売市場整備基本方針につきまして、その基本的考え方をお示ししてございます。

概要版のほうに戻りまして、1ページ目の下半分になりますけれども、「卸売市場の公共的役割の広がり」をお示ししております。この具体的な内容につきましては、本編の目次のほうを1枚おめくりいただきまして、第5に記載しているところでございます。

続きまして、概要版のページをおめくりいただきまして、2ページ目の上半分になりますけれども、「第10次東京都卸売市場整備計画における取組の方向性」をお示ししております。こちらのほうの具体的な内容につきましては、本編のほうの第6のところに記載しております。

続きまして、概要版2ページ目の下半分の左側のほうになりますけれども、「特色のある市場づくりに向けた取組の考え方」といたしまして、各市場における経営戦略の検討・確立、それと、市場関係者の意識改革の推進についてお示ししているところでございます。こちらのほうの具体的な内容につきましては、本編の第7に記載しているところでございます。

さらに概要版の2ページ目の右下のところですが、特色のある市場づくりに向けた施設整備の考え方」を記載してございます。これにつきましては、本編の第8、「市場別整備方針」における各市場の施設整備の前提となる考え方をお示したものでございます。

なお、本編の最後のほうには、参考資料といたしまして、用語集、関連図表、それか

ら過去の審議経過等をおつけしております。

それでは、本編に沿いまして、簡単にポイントのほうをご説明いたします。

まず、本編1ページ目をお開きください。

ここでは、今回の基本方針の全体を貫く考え方について記載しております。基本方針のサブテーマを「新たな変革へ踏み出す卸売市場」として、卸売市場がその役割を今後とも着実に果たしていくためには、各市場が特性を踏まえ、画一的でない創意工夫した取組を進めていくことが必要であること、それから、その際には経営戦略に基づきイノベーションに取り組んでいくことが重要であるということ述べているところでございます。

続きまして、2ページ目をお開きください。

「第1 卸売市場を取り巻く環境の変化」の「1 社会環境の変化」として、少子高齢化の進行など、人口・世帯構成等の変化や、震災などの災害等への備え、地球温暖化など環境問題への対策について、近年の動向等を記載してございます。

それから、3ページの「2 東京における都市づくりの状況」では、近年の東京における道路、空港等の交通インフラ整備や都市開発の状況、また、外国人旅行者の急増を踏まえました観光都市としての環境づくりについて記載しているところでございます。

続きまして、4ページ目をお開きください。

「3 生鮮食料品等の流通を取り巻く環境の変化」では、消費者の動きといたしまして、食の安全・安心に対する意識の高まりや、食の外部化、倫理的消費など多様化・個性化・高度化する消費者ニーズについて記載しております。

5ページから6ページにかけては、実需者・中間流通業者の動きといたしまして、専門小売店や量販店の動向、ネットスーパー、コンビニ等を含めた小売業態の多様化、外食・中食産業の動向、加工食品卸の生鮮分野への参入について記載しております。

次の6ページから7ページにかけては、生産者・出荷者の動きといたしまして、国内生産力の低下、出荷団体の大型化、企業等の農業参入、6次産業化の取組について記載しているところでございます。

続きまして、7ページの下からの「4 食をめぐる動向」ですが、こちらでは生鮮食料品等の輸出入に関わる全般的な動向や、HACCPなど食品の安全確保等に関わる認証取得の動き、日本食への関心の高まりについて記載しております。また、前回の審議会でご頂戴いたしましたご意見を踏まえまして、9ページの(6)といたしまして、食

品ロス削減に向けた取組について記載しているところでございます。

続きまして、9ページから10ページにかけての「5 物流・情報化に関わる動向」では、物流分野の動きとして、貨物自動車運送における参入規制等の緩和やトラック運転者の労働力不足等の状況、また、情報化に関わる動きといたしまして、生鮮食料品等の流通におけるEDI導入に向けた動きについて記載しているところでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

「第2 卸売市場をめぐる動向」の「1 市場外流通の増大と卸売市場経由率の推移」では、生鮮食料品等の流通チャネルの多元化や、こうした動きを背景とした卸売市場経由率の推移について記載しております。

卸売市場経由率は長期的な低下傾向にありますが、近年はおおむね横ばいであり、国内青果物や花きでは約80%の卸売市場経由率を維持するなど、卸売市場は生鮮食料品等の流通において、依然として重要な役割を担っております。

続きまして、12ページをお開きください。

「2 拡大する市場間格差」として、大型化した出荷団体が出荷先の市場を絞り込む動き等について記載しております。

また、「3 卸売市場の再編・統合」では、全国における中央卸売市場から地方卸売市場への転換など、市場の再編の動きについて記載しているところでございます。

さらに、卸売市場における農水産物の輸出入の状況についても記載しております。

続きまして、13ページをご覧ください。

「第3 東京都の卸売市場の現状」の「1 取扱数量・金額及び搬出地域」として、東京都の中央卸売市場及び地方卸売市場における取扱数量・金額等について記載しております。13ページから20ページ上段までが中央卸売市場の各部類における取扱いの状況、それから20ページ中段から22ページ上段までが地方卸売市場の取扱いの状況となっております。

続きまして、22ページ中段をご覧ください。

「2 市場業者の経営状況」として、中央卸売市場及び地方卸売市場の市場業者の経営状況を記載しております。22ページから26ページが中央卸売市場の卸売業者及び仲卸業者、続いて、地方卸売市場の卸売業者の経営状況という順で記載してございます。

続きまして、27ページのほうをご覧ください。

27ページから28ページのところに、第4として「国の卸売市場整備基本方針」を

記載してございます。こちらでは、国が本年1月に策定した第10次卸売市場整備基本方針のポイントについて記載しているところでございます。

続きまして、29ページのほうをご覧ください。

「第5 東京都における卸売市場の公共的役割」の「1 基本的役割」では、第9次卸売市場整備計画で掲げた3つの役割について記載しているところでございます。さらに29ページから31ページにかけて、時代の要請に応えるための新たな多面的役割といたしまして、都民の多様化するニーズへのきめ細かな対応、サプライチェーンの中間結節点としての機能の発揮、日本の食文化の発信・インバウンドへの対応、地域への貢献の4点を挙げているところでございます。

31ページの図27は、基本的役割と多面的役割を図にまとめたものでございます。

続きまして、32ページをお開きください。

「第6 第10次東京都卸売市場整備計画における取組の方向性」の「1 取組の基本的考え方」では、取組の方向性を3つに分けて整理しているところでございます。

図28にお示ししておりますが、「卸売市場として最低限求められる機能の確保」のため、品質・衛生管理の確保や災害、それから環境問題への対応など、ミニマムスタンダードとしての統一的な取組、及び市場の財政基盤の強化や市場関係業者の経営基盤の強化、地方卸売市場への支援など、健全かつ安定的・効率的な市場運営のための基盤づくりを進める必要があるとしております。これに加えて、「時代の要請に応えるための取組」として、品質・衛生管理の高度化や多様なニーズへの対応、物流の効率化など、各市場における戦略的な機能強化の必要性について述べているところでございます。

33ページの図29では、各市場が戦略的に機能強化に取り組んでいくイメージを示しているところでございます。一番下の段に「健全かつ安定的・効率的な市場運営のための基盤づくり」があり、その上に「ミニマムスタンダードとしての統一的な取組」があります。この水準までが、都が主体となって市場関係業者とともに連携しながら、すべての市場で取組を進めていく部分になります。その上で、各市場がそれぞれの特性を踏まえ、経営戦略を定め、戦略的な機能強化を図っていくということになります。

続きまして、34ページをお開きください。

「2 取組の方向性」といたしまして、先ほどご説明した3つの方向性につきまして、それぞれ具体的な取組内容のほうを記載しているところでございます。取組内容のうち、

「☆」印をつけた項目は、新規・重点事項となります。

34ページから38ページが「ミニマムスタンダードとしての統一的な取組」、39ページから40ページが「健全かつ安定的・効率的な市場運営のための基盤づくり」、41ページから43ページが「各市場における戦略的な機能強化」の具体的な取組内容となっております。

続きまして、44ページのほうをお開きください。

「第7 特色のある市場づくりに向けた取組の考え方」としまして、まず、経営戦略の検討・確立について述べているところでございます。

44ページから45ページが、国が示している経営戦略の確立の考え方になります。

続きまして、45ページの下段から47ページにかけて、都における経営展望の策定状況や経営戦略の策定の進め方について記載しているところでございます。経営戦略につきましては、すべての中央卸売市場において検討・確立が必要であるというふうにしております。各市場が創意工夫して経営戦略を検討していく中で、従来のやり方にとらわれない発想によるイノベーションが生まれ、画一的でない特色のある市場づくりにつながっていくことが期待されているところでございます。

47ページには、経営戦略の策定、それから実行手順の参考例のほうを記載しておりますが、各市場の状況に応じまして、柔軟に進めていくべきとしております。

続きまして、48ページをお開きください。

市場関係者の意識改革について、お示ししてございます。前回の審議会でもいただいたご意見を十分に踏まえまして、(1)では、卸売市場が直面する難局を克服していくためには、市場関係者が新たな発想で様々な工夫に取り組むなど、自らの意識改革が必要としております。また、(2)では、意識改革を進めていくための取組と、取組を進める際の市場関係業者や東京都の役割、それから(3)では、意識改革がもたらす効果について述べているところでございます。

続きまして、49ページをご覧ください。

第8として、市場別整備方針をお示ししてございます。1では豊洲市場、2ではそれ以外の中央卸売市場の整備方針について記載しております。

2の(1)は、施設整備の基本的な考え方を述べております。第6と第7で示した方向性を踏まえまして、最低限求められる機能の確保と、それから戦略的な機能強化に分けて、それぞれの施設整備の進め方について記載しているところでございます。

続きまして、50ページをお開きください。

真ん中あたりになりますが、地方卸売市場の公共的役割を踏まえた支援の考え方について記載しているところでございます。

51ページ以降は、参考資料といたしまして、用語集や参考図表、過去の審議会・計画部会の審議経過等をおつけしてございます。

以上、雑駁ではございますが、資料1及び資料2のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○福永会長 ありがとうございます。

本日は、委員の皆様方のご意見をお聞きした上で、答申として取りまとめたというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、冒頭の市場長のお話と、ただいま計画部会と事務局から報告のありました整備基本方針案につきまして、ご意見等がある方は挙手をいただき、ご発言をお願いいたします。どうぞ。

○鈴木委員 ただいま東京都卸売市場整備基本方針についてご説明をいただきました。木立部会長さんをはじめ、計画部会の委員の皆様には、精力的なご議論の上、本方針を取りまとめていただき、ありがとうございます。

また、卸売市場を取り巻く現状分析のもと、卸売市場の公共的役割の再整理、それを踏まえた、今後の都の卸売市場整備についての取組の考え方につきましては、中間報告をさらに精査の上、本日も報告いただきました。

都には、築地市場や豊洲市場を除いて、10の中央卸売市場があります。これらの市場についても施設の老朽化等が進んでおります。また、今回報告のあったように、卸売市場を取り巻く状況は厳しさを増していることから、これからは各市場が自ら創意工夫をこらし、自らの強みをさらに伸ばすなどの取組をしっかりと行い、特色ある市場づくりを行っていくことが必要だと私も思います。

ぜひ東京都がファシリテーターの役割を果たしていただき、市場ごとの経営戦略を検討・確立して、必要な施設整備を着実に実施していただきたいと思っております。

都は、本方針を踏まえて、各市場の施設整備をしっかりと行っていくよう、卸売市場整備計画を策定の上、取り組んでいただきたいと思っております。

また、冒頭、豊洲市場についての報告がございました。私としては、誠に遺憾であると言わざるを得ません。豊洲市場への移転は、都政の最重要課題の一つであり、着実に

進めていかなければならないことであつたわけでございます。

この問題については、今後、しかるべき場で改めて議論がなされることと思いますが、こうしている間にも時間が過ぎていくということでございます。

これまで築地市場の移転については、都議会の場においても長い年月をかけ、様々な観点から議論を積み重ねてまいりました。さらには、市場業界の方々も、自らの営業に関わる重大な事項であることから、真剣に検討を重ねて、都側とも協議を行い、苦しい決断を迫られたこともあつたというふうに思っております。豊洲移転について、鋭意準備してきた市場業界の方々をこのまま不安定な状況に置くことは断じて許されないこととあります。一刻も早く先が見えるような形に、都として最大限の努力を図っていたきたいと思います。

また、豊洲市場にとって最も大切なことは、都民にとって食の安全・安心を確保することであり、今後、速やかに専門家会議を開催していただき、しっかりと安全・安心の確保を最優先に、安全宣言が都民に納得されるような形で出されるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上のことを要望いたしまして、私からの意見開陳にさせていただきます。

○福永会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○かち委員 計画部会の皆様には、長期間にわたって大変精力的に調査・検討されて、まとめられたことに敬意を表したいと思います。

しかしながら、これは多分8月31日以前にまとめられたものだというふうに思うのですが、8月31日の知事の記者会見で、豊洲の問題については一旦立ちどまって検討する、モニタリングの結果が出てから結論を出すというふうなことを言われましたし、また、土曜日からの一連の状況では、専門家会議が安全対策としてきちんと提案したものを、それを無視して建物の地下に空洞をつくっていたという経過が明らかになったわけですが、なぜそういうふうになったのか、誰がそれを決めたのか、どういう結論になったのかということが、本当にいまだに不明確です。

そういうことをきちんとしないと、市場の最も要であります安心・安全の解決にならないというふうに思うわけですね。ですから、この問題をきちんと解決しないまま、整備方針は方針ですが、豊洲市場の問題は別途検討しますということにはならないと思うんです。この市場別の方針案の中にも、豊洲市場の整備とか、連動する築地市場の整備

の問題も掲げられておりますが、これはあくまでも豊洲への移転を前提にした中身で書かれておりますけれども、今の時点においては、そのどちらにもまだ決まっていないという状況になっておりますので、そういう段階での、この書き方は、やはり現状と合っていないというふうに思うんですね。

ですから、私は、この答申を、今の時点で答申として上がることには反対です。延期をすべきだと。もっと事態がはっきりしてから出すべきだということを申し上げたいと思います。

以上です。

○福永会長 ありがとうございます。

どうぞほかに。

○大西委員 今回の基本方針の策定に対しまして、関係者のご努力には本当に敬意を表させていただきます。

私は、このたびの基本方針案において重要なキーワードの一つとなるのが、経営戦略の検討・確立であると考えております。

私の地元、足立市場の整備方針においても、「市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、経営戦略の抜本的な見直し」との記載がありますが、そもそも足立市場は国の第9次整備計画——平成23年3月に作成されたものですが、この期間において取扱数量の減少などによる再編基準に該当していました。

この事態に対応すべく、足立市場は、平成24年3月に経営展望を策定し、集荷力の強化や地元と連携した「あだち市場の日」を実施するなど、市場業者の方々が一丸となって努力され、その結果、平成26年には取扱金額が、また翌年であります平成27年には取扱数量がそれぞれ増加し、現在は再編基準を脱しております。

こうした自らひたむきに努力を重ねる市場業者の方々の思いが、今回の経営戦略の抜本的な見直しという整備方針に表れているのだと私は受けとめています。

今後、足立市場として目指すべき将来像や、その実現に向けた取組を抜本的に見直し、改めて経営戦略としてまとめていくことになると思いますが、その際、都としても市場業者の方々のモチベーションをさらに高め、創意工夫の取組を促すなどの本方針案を踏まえたサポートをしていただくよう申し上げ、私の今回の市場審議会答申に対しての意見とさせていただきます。

また、続きまして、豊洲新市場への移転の延期の問題でございますが、私たち都議会

民進党は、従来から一貫して都民の食の安全・安心を第一に、都民の不安を払拭するため、徹底した土壌汚染対策を求めてまいりました。私たちの求めに応じ、都は、法で定める以上の土壌汚染対策工事を実施するとともに、2年間の地下水モニタリングにとどまらず、開場後においても地下水質を継続的に監視し、安全性を確保することを約束しています。

こうした経緯から、私たちは、新市場の安全性を重視する知事の姿勢はある程度尊重したいと思っています。

しかし、一方で、延期後の開場時期が示されなかったことで、市場関係者は先行きが見えない不安にさらされるとともに、経営的にも大きな打撃を受けることとなります。私たちは、延期に伴う補償をはじめ、市場関係者への十分な説明と、新たな課題となっている盛り土がなされなかった点につきましては、徹底した調査と、私たち議会に対してもしっかりと説明と対応を行っていくことを強く求めておきます。

私たち都議会民進党は、知事の決定が都民本位の豊洲新市場の開場へとつながり、活気ある市場と新たな物流の構築を導くものになることを切に願い、今後、議会などいろいろな場面での審議を通じて議論を深めていきたいと考えています。

○福永会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○伊藤こういち委員 それでは、まず、私のほうからは、東京都卸売市場整備基本方針について述べさせていただきたいと思います。

計画部会の先生方におかれましては、これまで熱心なご議論の上、本日、東京都卸売市場整備基本方針案として取りまとめていただきましたことを心より敬意を表したいと思います。本当にありがとうございました。

今後の卸売市場整備に係る方針案としては、賛成をいたします。

とりわけ、前回私が指摘をした食品ロスの問題についても、本方針案において「食品ロス削減に向けた取組」として取り上げていただいております。前回も申し上げたとおり、この問題はまさに国家的課題の一つでもあることから、都においても、都民・消費者の生鮮食料品に対する理解の醸成や健全な食生活の実践等に貢献する観点から、市場関係業者と連携し、食育の一環として取り組んでいってほしいと思います。今後、本方針を受けて策定する整備計画に、その旨をぜひとも盛り込んでいただきたいと思います。その上で、各市場がそれぞれ取り組む特色ある市場づくりの中で実践して

いくことを切に望む次第でございます。

いずれにいたしましても、本基本方針案に掲げる取組の方向性を踏まえ、市場ごとに自らの将来を見据えた特色ある市場づくりに取り組んでいただきたいと思います。

次いで、冒頭の市場長からの豊洲市場についての説明について、私の意見を述べさせていただきます。

都はこれまで、豊洲市場の土壌汚染対策については、専門家会議、技術会議の提言を受けて着実に対策を講じてきたとしておりましたけれども、実際にはこうした提言とは異なる対策をとってきたこと、加えて、異なる対策について専門家会議の意見を求めていなかったという信じがたい事実が明らかとなりました。また、都民に対しても、我々議会に対しても、事実と異なる説明を行ってこられました。

昨年、平成27年3月17日、経済・港湾委員会におきまして、抜粋でございますけれども、都議会公明党の木内議員が、改めて、「都が行った土壌汚染対策工事の具体的な対策の内容、また、その工事の完了を確認した手順について明らかにしてもらいたいと思います」、このように去年の3月の時点で議会において質問をしております。これに対し、担当部長からは「豊洲市場用地における土壌汚染対策は、我が国を代表する学識経験者により、生鮮食料品を取り扱う市場として食の安全・安心を十分に確保するものとして提言を受けた万全な対策でございます。具体的には、ガス工場操業地盤面から下2メートルまでの土壌は汚染の有無に関わらず、すべて入れかえ、その上に2.5メートルの盛り土をすることに加え、操業に由来する汚染土壌を全て掘削・除去し、汚染地下水は、70年間、1日2リットルの地下水を飲用しても健康に対する有害な影響がない濃度として、法に定められた基準値以下に浄化するなどの対策を実施したものでございます」、このように答弁をしております。

これまで都議会では、特別委員会等を設置して、何時間、何日にもわたって、築地の現在地で再整備ができないものか、あるいは豊洲の土壌汚染対策をどうすればいいのかなど、真剣に私たち都議会議員は議論をまいりました。にもかかわらず、議会において事実と異なる答弁をしてきたのであれば、そもそも議論の前提が崩れてしまったわけであります。また、都民、国民をはじめ、我々議会からも、市場関係者からも信頼を失ったと言わざるを得ないと申し上げておきたいと思っております。

食の安全は人の命に関わる重要な問題であり、決して看過できるものではありません。

都は、失った信頼を回復するためにも、原因究明、再発防止、万全な安全対策の再構築など、しっかりと説明責任を果たしていただきたい。

このことを強く求め、意見表明を終わります。

以上です。

○福永会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

もしほかにご発言がございませんようでしたら、この答申案の取扱いについて、それぞれ皆さんからご意見を頂戴いたしました。もとより、反対のご意見もございましたし、これら反対のご意見も含めまして、それぞれ皆さんの発言をいただいたわけでございますけれども、会長といたしましては、大方の反対のご意見あるいは原案の内容そのものについてのご賛同は得られたというふうを考えております。

反対のご意見あるいはご異論などにつきましては、引き続き東京都がその趣旨を十分にお聞きして、今後、東京都が策定いたします整備計画などで中身については検討をしていただくということでございまして、本日はこの原案の内容で知事宛てに答申をいたしたいというふうに思いますが、ご発言ございますでしょうか。

○かち委員 今、それぞれの皆様からご意見がありましたけれども、共通しているのは、豊洲市場における安心・安全についての信頼性を失っている問題だということがありました。

そのこととこの整備計画とは一体のものでありますので、切り離して考えることはできないと思います。そのために、私はきょうの答申は延期すべきだということで、採決をお願いしたいと思います。

○福永会長 わかりました。

それでは、ただいまご発言がありましたように、異議ありということでございまして、これはおしなべて中身の問題というふうに捉えるのではなく、取扱いの問題ということに捉えさせていただければ、この答申に反対、あるいは答申案を再検討するという意味では、継続審議という意味の動議というふうに受けとめさせていただいてよろしゅうございますか。

○かち委員 はい。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま、かち委員が、審議継続の動議という扱いでよろしいということ

でご提案をいただきました。

審議会の議事は、審議会条例の第7条の規定によりまして、出席をいただいた委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによることとなっております。したがって、本件につきましては挙手による採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。ただいまから委員からご提案がありました審議継続の動議につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手少数)

○福永会長 賛成の方は過半数に満たないという確認をいたしました。したがって、委員からの審議継続の動議につきましては否決をされました。

それでは、改めてお諮りいたします。頂戴いたしましたご意見、ご要望、これらにつきましては本日の議事録に明確にこれを記録してとどめるとともに、今後、東京都が整備計画を策定する中で検討していただくということで、基本方針につきましては、原案どおりの内容で、本日、東京都知事宛て答申をしたいというふうに存じますが、これも賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

○福永会長 よろしゅうございますか。知事宛ての答申をしたいというふうに存じますが、よろしゅうございますでしょうか。ただいま挙手がないということは……。

もう一度説明をさせていただきますと、改めて、ただいまの委員からの審議継続の動議につきましては否決をされました。

改めてお諮りをしたいと思います。それぞれご意見を頂戴いたしまして、これらにつきましては本日の議事録に明確にこれを記録してとどめることにいたしまして、今後、東京都が整備計画を策定する中で検討していただくことにいたしまして、基本方針につきましては、原案どおりの内容で本日知事宛てに答申をしたいというふうに考えております。そのために、そのことにつきまして賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

(挙手多数)

○福永会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、賛成の方が過半数と認めましたので、よって、基本方針につきましては、原案どおりの内容で東京都知事宛て答申をいたします。

それでは、これより答申に移りたいと思いますが、答申書の写しを事務局より委員の

皆様にお配りしていただきたいと思います。そして、ご確認をお願いいたします。

(答申書配布)

○福永会長 よろしいですか。それでは、知事に本審議会より答申をしたいと思いますが、本日は、知事の代理といたしまして岸本市場長に答申書をお渡ししたいと思います。よろしくをお願いします。

答申書

東京都知事 小池百合子殿

東京都卸売市場整備基本方針について

平成27年5月8日付27中管市第15号により、貴職より諮問を受けた、「生鮮食料品等の円滑な流通を確保し、消費生活の安定に資するため必要な卸売市場整備の基本方針」につきまして、審議の結果、別添のとおり答申をいたします。

平成28年9月13日

東京都卸売市場審議会会長 福永正通

(会長より市場長へ答申書の手交)

○福永会長 それでは、以上をもちまして審議会を終わりにさせていただきたいと思いますが、閉会の前に岸本市場長からご発言がございます。

○岸本幹事 審議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、審議会の委員の皆様方には長時間にわたり熱心なご審議を賜り、誠にありがとうございます。

昨年5月に本審議会に諮問させていただきました第10次東京都卸売市場整備基本方針につきましては、4回の審議会及び20回の計画部会を通じまして、精力的にご議論をいただきました。この間の委員の皆様方のご尽力に対しまして、心より感謝を申し上げます。

都といたしましては、本日頂戴いたしました整備基本方針を踏まえまして、年度内に第10次東京都卸売市場整備計画を策定してまいります。

この整備基本方針でもお示しいたきましたとおり、卸売市場を取り巻く環境は近年大きく変化しており、都の卸売市場に対しましても、時代の要請に応える新たな多面的役割が求められております。都の卸売市場が、今後ともその公共的な役割を着実に果た

していけますよう、都と市場業界が一体となって、各市場におきまして、特色のある市場づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、豊洲市場につきましては、委員の皆様から大変厳しいご指摘をいただきました。私どもといたしましては、冒頭に申し上げましたとおり、食の安全・安心を確保するとともに、適時適切で正確な情報公開に努め、丁寧に説明していくことによりまして、都民・消費者の皆様や市場関係者の皆様の疑念や不安を払拭し、信頼を得られますよう、全力で取り組んでまいる所存でございます。何とぞご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

終わりになりますが、委員の皆様方のこれまでのご尽力に厚く御礼を申し上げますとともに、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○福永会長 どうもありがとうございました。

4 閉 会

○福永会長 本日予定をいたしました議題はすべて終了いたしました。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたりまして熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。

それでは、これをもちまして第73回東京都卸売市場審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時07分 閉会